

平成30年度国保制度改革について

1 全体の流れ・スケジュール

- 1 広域化の目的・方針
 - 2 改正内容
 - 3 現在の保険税決定の仕組み
 - 4 納付金算定の方法
 - 5 埼玉県納付金算定シミュレーション結果(第2回)
 - 6 平成30年度からの税率改正の検討
- (1) 賦課割合(応能・応益)の考え方・方針の検討

第1回運営協議会(6月)

- (2) 賦課方式(2方式・4方式)の考え方・方針の検討
- (3) 赤字解消計画の検討
- (4) 今後6年間の財政シミュレーション

第2回運営協議会(8月)

- (5) 課税限度額の検討
- (6) 税率の額の検討

第3回運営協議会(10月)

※ 納付金第3回シミュレーション結果

第4回運営協議会(12月)

※ 納付金仮算定結果

第5回運営協議会(2月)

※ 納付金本算定結果

2 広域化の目的・方針

市町村国保が抱える構造的な課題

- (1) 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- (2) 所得水準が低く、保険料(税)負担が重い
- (3) 財政運営が不安定な小規模保険者の存在、市町村間の格差



解消

国民健康保険の広域化

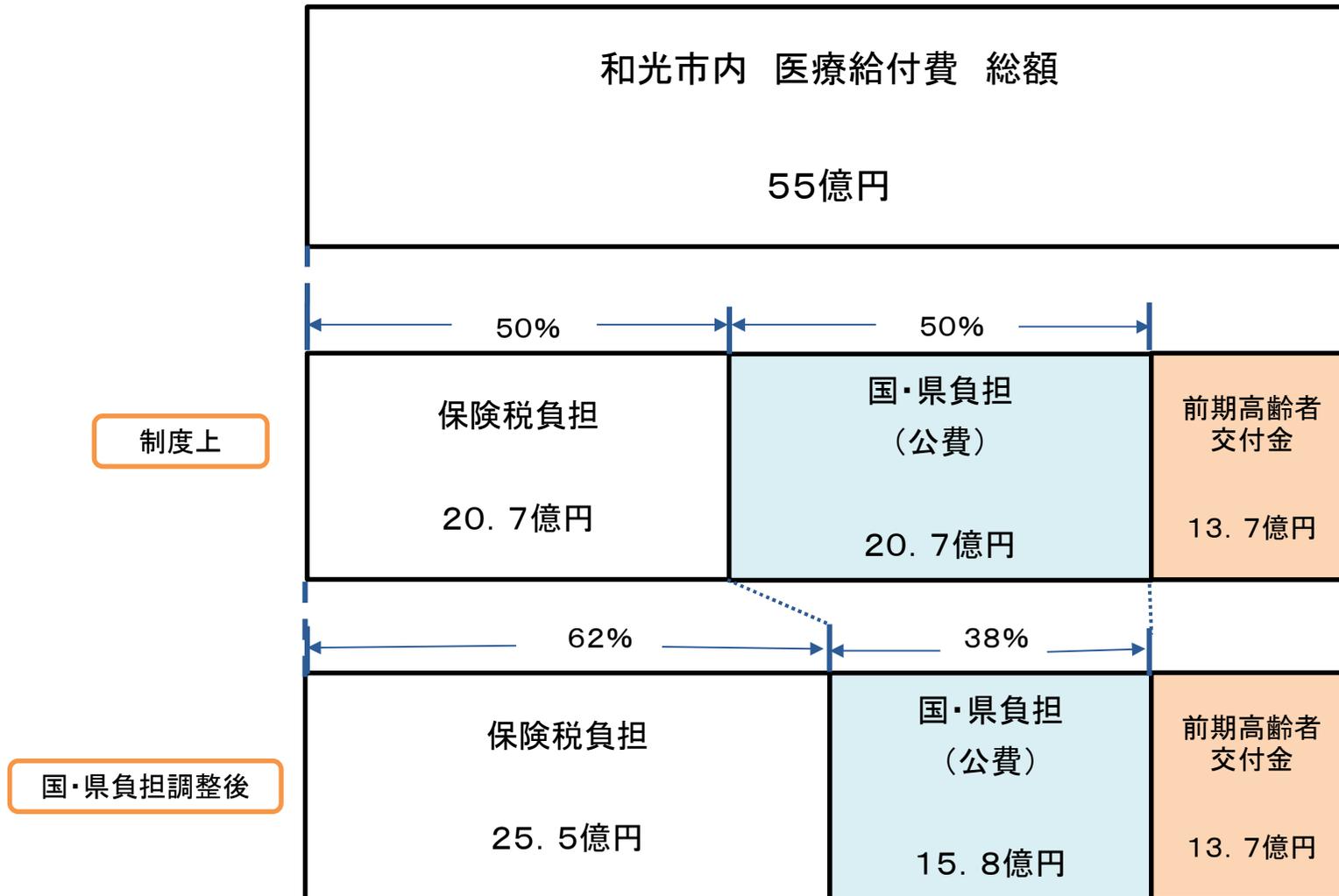
3 改正内容

- (1) 国保への財政支援の拡充(3, 400億円)により、財政基盤を強化
- (2) 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- (3) 市町村間の事務の標準化、高額療養費多数該当の引継ぎ
- (4) 保険者努力支援制度の設立

県と市の役割分担

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
1.財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
2.資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※3. と4. も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
3.保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
4.保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定
5.保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

4 現状の税率決定の仕組み



現状



その他	6.2億円	国・県負担 (公費) 約15.8億円	前期高齢者 交付金 約13.7億円
法定外繰入	4.5億円		
保険税	14.9億円		

合計 25.5億円



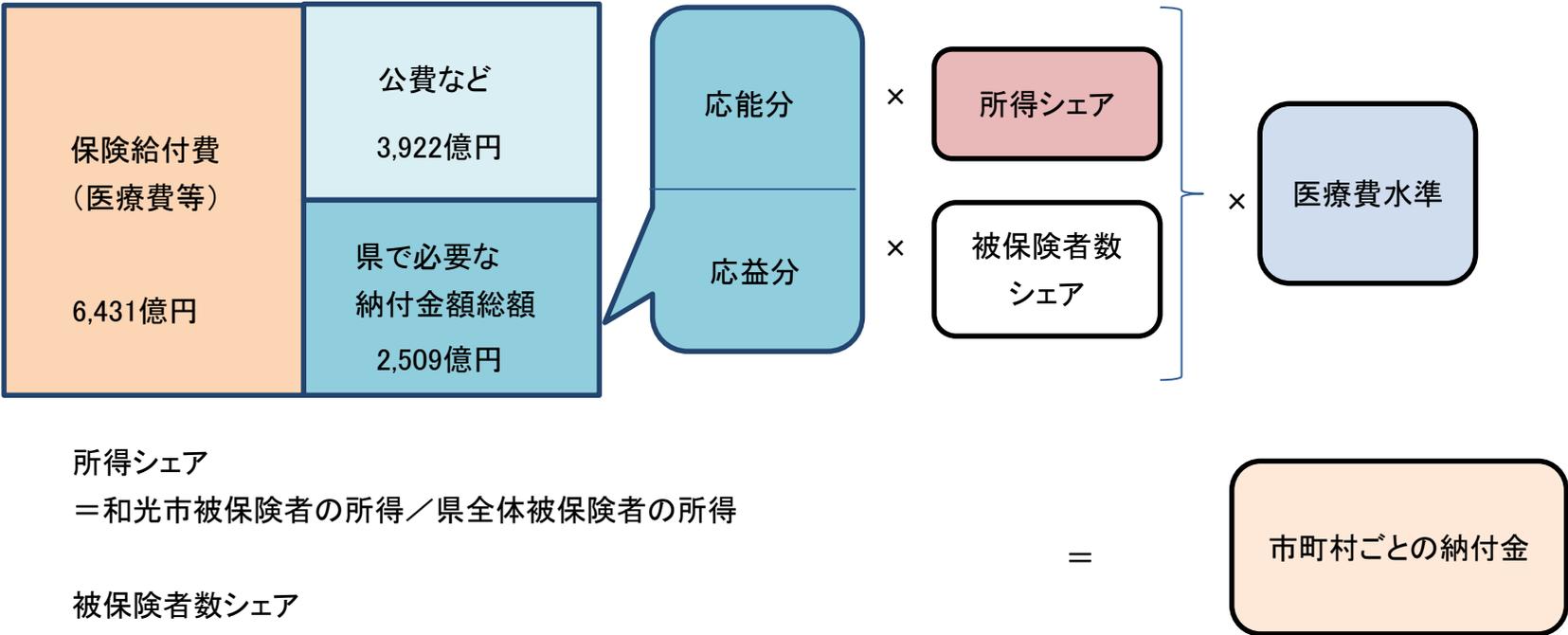
今後

納付金 約24.7億円

5 納付金算定の方法

市町村の納付金は、県で必要な納付金総額を県所得水準により応能分・応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。

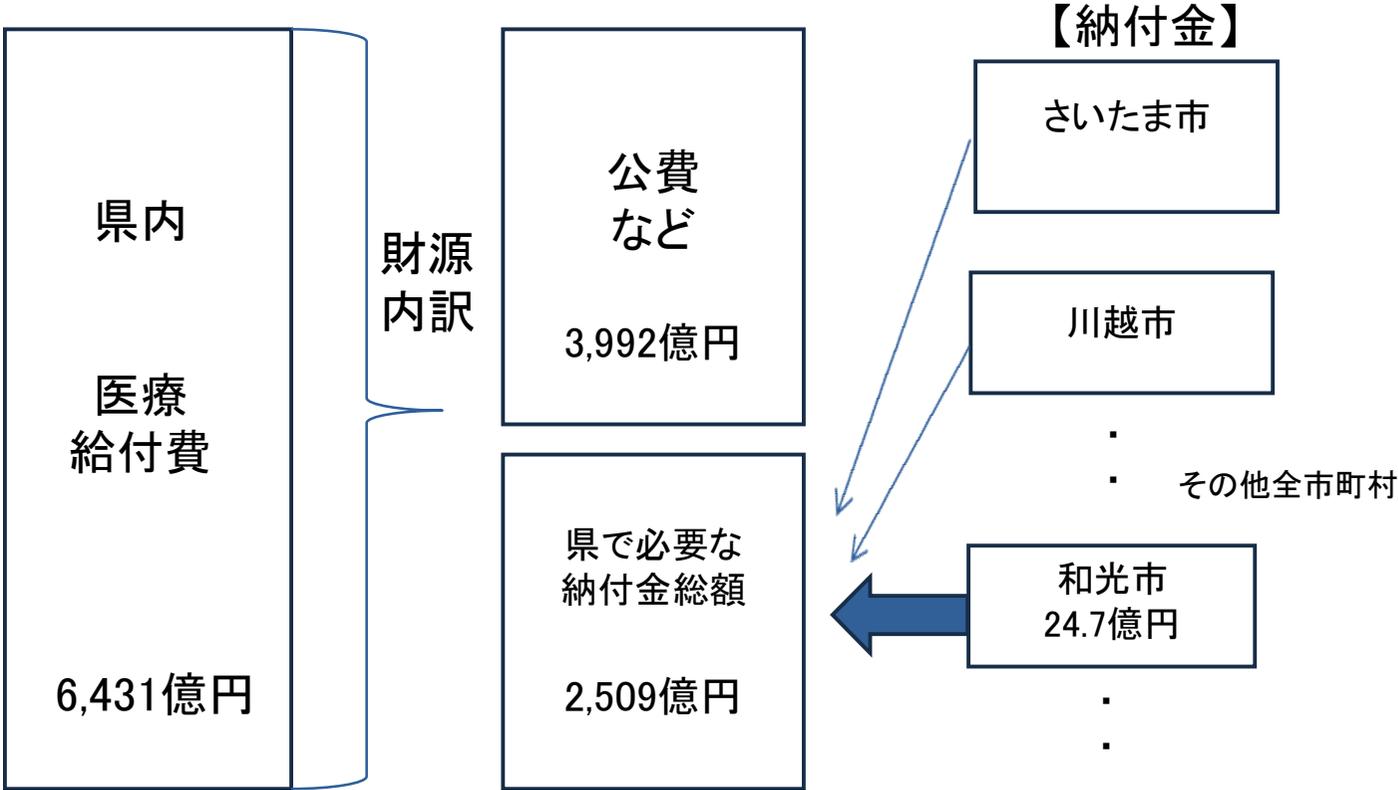
【埼玉県全体】



所得シェア
= 和光市被保険者の所得 / 県全体被保険者の所得

被保険者数シェア
= 和光市の被保険者数 / 県全体の被保険者数

6 H30以降の税率決定の仕組み



7 第2回シミュレーション結果

(1) 県から求められる納付金額

円

	納付金(医療、後期は退職除く。)
合計	2,468,012,765
医療	1,761,977,064
後期	497,092,531
介護	208,943,170

必要な保健税総額＝納付金

＋保健事業(特定健診等に要する費用含む。)+出産育児諸費+葬祭諸費

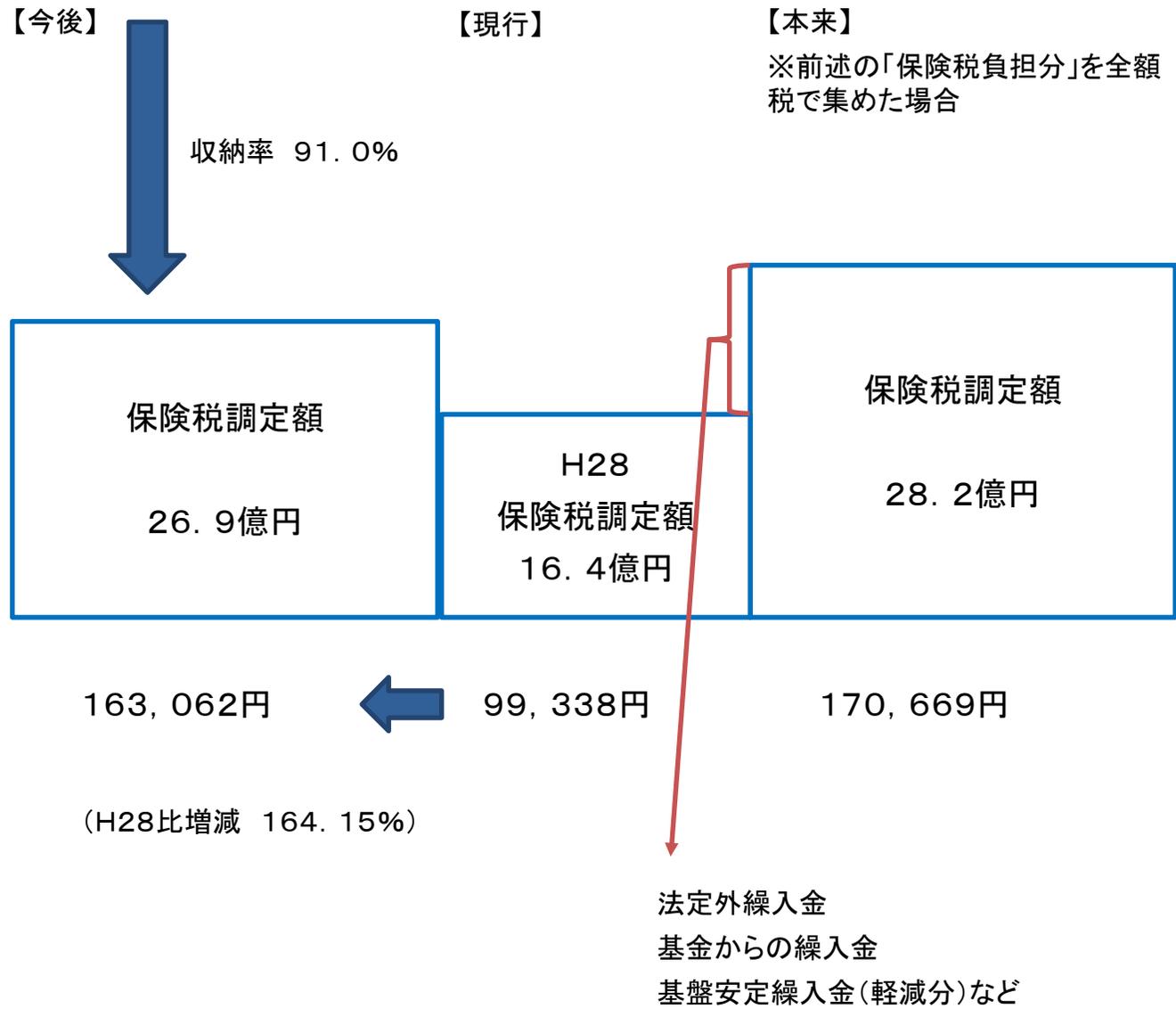
－基盤安定(保険者支援分)－特定健診等負担金(国・県)－保険税滞納繰越金－出産育児一時金(法定繰入分)

－財政安定化支援事業繰入金－算定可能な県繰入金

(2) 今後の保険税負担

【支出】	【収入】
納付金 24.7億円	市町村向け公費 1.6億円
保険給付費 療養の給付(35.5億円) 療養費(0.6億円) 高額療養費(4.9億円) など 41.2億円	交付金 41.2億円
保健事業等 1.5億円	保険税 24.5億円





一人当たり調定額

(3) 標準保険料率

			現行	県標準保険料率	市標準保険料率 (2方式)	市標準保険料率 (4方式)
医療分	応能割	所得割	6.30%	7.88%	8.54%	9.14%
		資産割	12.00%			19.84%
	応益割	均等割	15,600円	45,073円	48,929円	16,203円
		平等割	18,000円			35,377円
後期分	応能割	所得割	1.80%	2.32%	2.31%	2.58%
	応益割	均等割	7,200円	13,413円	13,332円	10,514円
介護分	応能割	所得割	1.00%	2.15%	2.18%	2.03%
	応益割	均等割	7,200円	15,474円	15,680円	14,564円

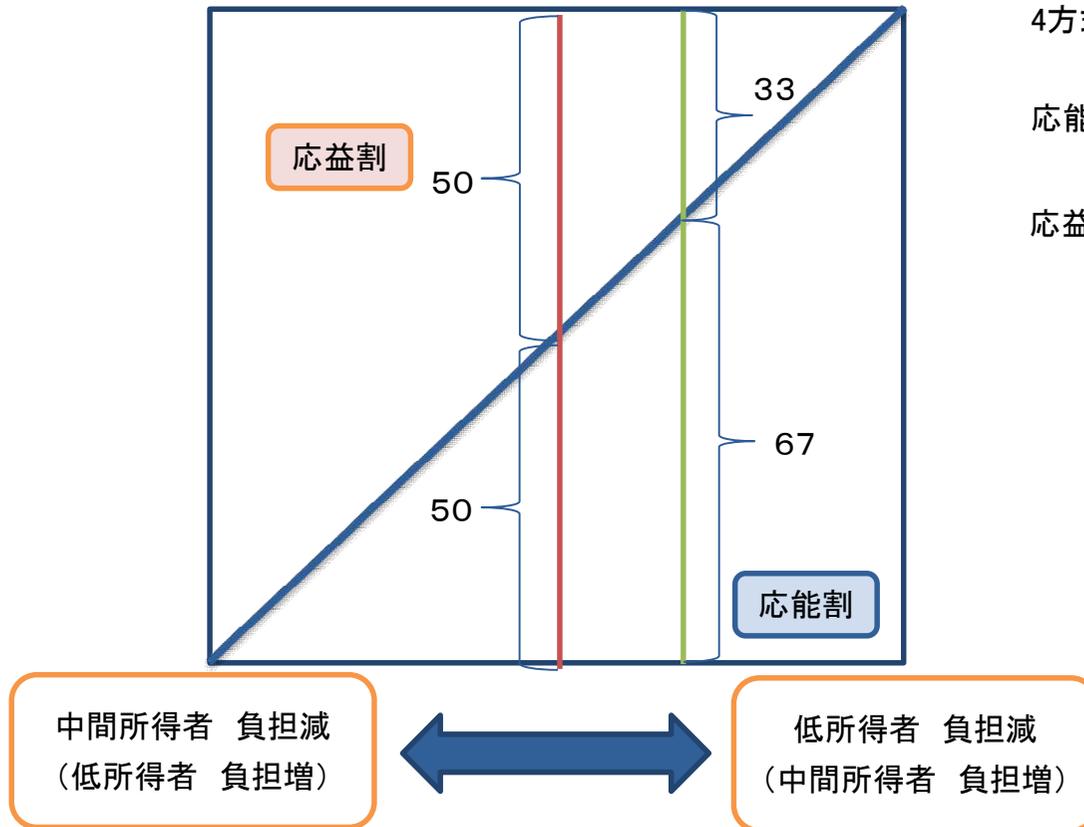
8 H30からの税率改正の検討

(1) 所得別世帯数

所得	世帯数
0～33万円	3,723
33～100万円	1,522
100～200万円	2,318
200～300万円	1,280
300～400万円	652
400～500万円	362
500～600万円	208
600～700万円	102
700～800万円	57
800万円～	275
合計	10,499

※ 7・5・2軽減世帯 3,911世帯

(2) 賦課割合(応能・応益)の考え方



4方式(医療分)

応能割→ 所得割(6.3%)・資産割(12.0%)

応益割→ 均等割(15,600円)・平等割(18,000円)

国民健康保険税額表 4方式

1人世帯 40歳 給与収入

資産 0円

税率 設定	医療分					
	応能割			応益割		課税限度額
	所得割率	資産割率	均等割率	平等割率		
	現行	6.30%	12.00%	15,600円	18,000円	540,000円
50:50	6.83%	14.82%	24,505円	53,504円	540,000円	
67:33	9.14%	19.84%	16,203円	35,377円	540,000円	

前年収入	前年所得	現行			H30 50:50			H30 67:33				
		1名			1名		増加率	1名			増加率	
		医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分		医療分	支援分	介護分	
980,000	330,000	14,200			33,900		138.7%	22,800			60.6%	
2,000,000	1,220,000	128,900			205,500		59.4%	198,900			54.3%	
5,000,000	3,460,000	332,700			438,000		31.7%	506,900			52.4%	
8,000,000	6,000,000	563,900			701,700		24.4%	826,400			46.6%	

国民健康保険税額表 4方式

1人世帯 65歳 年金収入

資産0円

税率設定		医療分				
		応能割		応益割		課税限度額
		所得割率	資産割率	均等割率	平等割率	
		現行	6.30%	12.00%	15,600円	18,000円
50:50	6.83%	14.82%	24,505円	53,504円	540,000円	
67:33	9.14%	19.84%	16,203円	35,377円	540,000円	

前年收入	前年所得	現行			H30 50:50			H30 67:33		
		1名			1名		増加率	1名		増加率
		医療分	支援分	介護分	医療分	支援分		介護分	医療分	
980,000	0	12,100			28,100		132.2%	18,500		52.9%
2,000,000	800,000	70,600			116,200		64.6%	104,700		48.3%
5,000,000	3,465,000	294,700			368,200		24.9%	429,400		45.7%
8,000,000	6,045,000	503,600			593,900		17.9%	697,900		38.6%

賦課割合の方向性

低所得者への負担に配慮し、応能割に比重をおいた賦課割合とする。